

3 雇用保険三事業の概要

(1) 雇用安定事業

被保険者等に關し失業の予防を図るとともに、雇用状態の是正、雇用機会の増大等雇用の安定を図る。

(2) 能力開発事業

職業訓練施設の整備、労働者の教育訓練受講の援助など、職業生活の全期間を通じた労働者の能力開発・向上を図る。

(3) 雇用福祉事業

労働者の職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他福祉の増進を図る。

4 費用の負担

求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付に要する費用は労使が負担する保険料と国庫負担により賄い、高年齢求職者給付金及び教育訓練給付に要する費用は労使が負担する保険料のみにより賄い、三事業に要する費用は全額事業主のみが負担する保険料により賄われる。

(1) 保険料

	事業主負担	労働者負担	計
失業等給付のための保険料	8 1,000	8 1,000	16 1,000
三事業のための保険料	3.5 1,000	なし	3.5 1,000
計	11.5 1,000	8 1,000	19.5 1,000

(2) 国庫負担

- イ 高年齢求職者給付金及び日雇労働求職者給付金以外の求職者給付にあっては、これに要する費用の4分の1を負担する。
- ロ 日雇労働求職者給付金にあっては、これに要する費用の3分の1を負担する。
- ハ 雇用継続給付にあっては、これに要する費用の8分の1を負担する。

労働保険特別会計徴収勘定の業務等の情報

1 労働保険特別会計徴収勘定の設置目的

昭和47年に、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用（失業）保険の適用を5人未満の零細事業に拡大するにあたり、保険料徴収の手続等の事業主の利便と行政機関の業務量を軽減するため、労災保険及び雇用保険の保険関係及び保険料が一本化され、適用徴収事務が一元化された。このため、両保険事業の事務のうち適用徴収事務については、両保険につき不可分一体の収入支出の経理を行うことが必要となり、労働保険特別会計が設けられるとともに、一本化された保険料の経理を適切に処理するために徴収勘定が設けられた。

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）

第1条 この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定めるものとする。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第1条 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による労働者災害補償保険事業（以下「労災保険事業」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険事業（以下「雇用保険事業」という。）に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第3条 この会計は、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定に区分する。

2 労働保険特別会計徴収勘定の特質

徴収勘定は、労災・雇用の両保険事業のうち、労働保険料等の収入保険料の返還金及び徴収に関する経費の支出を行い、両保険につき不可分一体の経理を行うための共通勘定としての性格を有するものである。

○労働保険特別会計法（昭和47年法律第18号）

第6条 徴収勘定においては、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）第10条第2項の労働保険料（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（昭和44年法律第88号。以下「整備法」という。）第19条第1項の特別保険料（以下「労災保険の特別保険料」という。）を含む。以下「労働保険料」という。）、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号。次条第2項において「印紙保険料」という。）第3条第3項の規定による納付金、第8条の規定による労災勘定及び雇用勘定からの受入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、次条第1項の規定による労災勘定への繰入金、同条第2項の規定による雇用勘定への繰入金、労働保険料の返還金、労働

保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費その他の諸費をもつて歳出とする。

3 労働保険特別会計徴収勘定が経理している業務概要

労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用されるものであり、その適用及び保険料徴収については、徴収法により定められている。

その概要は以下のとおりである。

(1) 労働保険の適用

① 労働保険の適用事業

労働保険の適用については、農林水産の事業の一部を除き、労働者を使用する事業は、すべて適用事業となっている（いわゆる全面適用）。

適用事業でない事業は、暫定任意適用事業とされている。

② 適用のしくみ

労働保険は、各適用事業ごとに、労災保険及び雇用保険の両保険が一体となった労働保険の保険関係が成立するものとして、保険関係の成立、消滅等の適用事務を一元的に処理することを原則としている。

ただし、建設の事業等については、労災保険及び雇用保険における適用労働者の範囲、適用方法等の相違にかんがみ、労災保険及び雇用保険についてそれぞれ個別の事業とみなして、二元的に処理している。

(2) 労働保険料の徴収

① 保険の種類

労働保険料は、労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収することを原則としており、その種類として一般保険料、特別加入保険料及び印紙保険料がある。

② 保険料の負担

労使の労働保険料負担については、労災保険に関する部分は全額事業主が負担し、雇用保険に関する部分は労使が一定の割合で負担することを原則としている。

③ 納付方法

事業主は、労働保険料のうち一般保険料と特別加入保険料については、毎保険年度の初めに概算額（概算保険料）で申告・納付し、翌保険年度の初めに確定額（確定保険料）を申告し、過不足を精算することとされている。

印紙保険料については、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業主が、一般保険料のほか、雇用保険印紙を日雇労働被保険者手帳に貼付し、消印することにより、納付することとされている。

(3) 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に係る一般拠出金の徴収

平成18年2月10日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年法律第4号）が公布され、平成19年度より労災保険適用事業主から毎年度、同法に基づく救済給付の支給に要する費用に充てるための一般拠出金を労働保険料と併せて徴収することとなった。

なお、一般拠出金の徴収に要する費用の財源については、環境省の一般会計からな

る「国庫負担」と「労災保険適用事業主から徴収した一般拠出金から控除した額」との折半となっている。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）
(国庫の負担)

第34条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、次条第1項の一般拠出金の徴収に要する費用の一部を負担する。

(一般拠出金の徴収及び納付義務)

第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主をされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。

(機構に対する交付)

第36条 厚生労働大臣は、前条第1項の規定により一般拠出金を徴収したときは、機構に対し、徴収した額から当該一般拠出金の徴収に要する費用の額として政令で定めるところにより算定した額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。